

2020年度（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| （ 資 産 の 部 ） | | （ 負 債 の 部 ） | |
| 現 金 及 び 預 貯 金 | 266,276 | 保 險 契 約 準 備 金 | 6,415,546 |
| 預 貯 金 | 266,276 | 支 払 備 金 | 38,019 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 53,450 | 責 任 準 備 金 | 6,327,664 |
| 金 銭 の 信 託 | 6,892 | 契 約 者 配 当 準 備 金 | 49,862 |
| 有 価 証 券 | 6,259,702 | 再 保 險 借 | 961 |
| 国 債 | 2,011,921 | そ の 他 負 債 | 129,928 |
| 地 方 債 | 174,778 | 未 払 法 人 税 等 | 1,500 |
| 社 債 | 1,193,914 | 未 払 金 | 40,394 |
| 株 式 | 335,210 | 未 払 費 用 | 11,221 |
| 外 国 証 券 | 2,263,559 | 前 受 収 益 | 619 |
| そ の 他 の 証 券 | 280,319 | 預 り 金 | 594 |
| 貸 付 金 | 684,121 | 預 り 保 証 金 | 8,143 |
| 保 險 約 款 貸 付 | 68,949 | 金 融 派 生 商 品 | 63,156 |
| 一 般 貸 付 | 615,171 | リ ー ス 債 務 | 907 |
| 有 形 固 定 資 産 | 153,650 | 資 産 除 去 債 務 | 2,055 |
| 土 地 | 92,517 | 仮 受 金 | 1,335 |
| 建 物 | 59,122 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 65 |
| リ ー ス 資 産 | 786 | 退 職 給 付 引 当 金 | 19,491 |
| 建 設 仮 勘 定 | 71 | 価 格 変 動 準 備 金 | 119,926 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 1,152 | 繰 延 税 金 負 債 | 15,300 |
| 無 形 固 定 資 産 | 18,370 | 負 債 の 部 合 計 | 6,701,219 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 17,623 | （ 純 資 産 の 部 ） | |
| リ ー ス 資 産 | 45 | 資 本 金 | 110,000 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 701 | 資 本 剰 余 金 | 35,054 |
| 代 理 店 貸 | 432 | 資 本 準 備 金 | 35,054 |
| 再 保 險 貸 | 801 | 利 益 剰 余 金 | 396,130 |
| そ の 他 資 産 | 112,373 | 利 益 準 備 金 | 51,912 |
| 未 収 金 | 79,314 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 344,218 |
| 前 払 費 用 | 2,004 | 不 動 産 圧 縮 積 立 金 | 1,362 |
| 未 収 収 益 | 23,262 | 百 二 十 周 年 記 念 事 業 積 立 金 | 200 |
| 預 託 金 | 2,194 | 別 途 積 立 金 | 180,000 |
| 先 物 取 引 差 入 証 拠 金 | 1,465 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 162,655 |
| 金 融 派 生 商 品 | 658 | 株 主 資 本 合 計 | 541,184 |
| 金 融 商 品 等 差 入 担 保 金 | 2,488 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 311,942 |
| 仮 払 金 | 429 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 311,942 |
| そ の 他 の 資 産 | 556 | 純 資 産 の 部 合 計 | 853,127 |
| 貸 倒 引 当 金 | △ 1,725 | | |
| 資 産 の 部 合 計 | 7,554,346 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 7,554,346 |

（金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

(注) 1. 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権勘定のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

・時価法(売却原価は移動平均法により算定しております)

(2) 満期保有目的の債券

・移動平均法による償却原価法(定額法)

(3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく債券をいう)

・移動平均法による償却原価法(定額法)

(4) 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)

・移動平均法による原価法

(5) その他有価証券

・時価のあるものは、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定しております)

・時価を把握することが極めて困難と認められ、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法による償却原価法(定額法)

・それ以外の有価証券については、移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は次のとおりであります。

将来の債務履行を確実に進めるよう、保険商品の特性やリスク許容度を十分に考慮した資産運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針のもと、保険商品の特性に応じて以下のとおり小区分を設定し、各小区分におけるデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券については、責任準備金対応債券に区分しております。

(1) 一般資産区分における個人保険・個人年金保険

(2) 無配当保険資産区分における個人保険・個人年金保険(今後5年超30年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)

(3) 団体年金保険資産区分における団体年金保険

3. デリバティブ取引の評価は時価法により処理しております。

4. 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

① 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備及び構築物を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

・定額法

② 上記以外の有形固定資産

・定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|----------------|-------|
| 建物、建物附属設備及び構築物 | 2～50年 |
| 器具備品 | 2～20年 |

(2) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とする定額法

5. 外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券は、3月末日の直物為替相場により円貨に換算しております。

6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額等を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は149百万円であります。

7. 役員賞与引当金は、役員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

| | |
|----------------|--------------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 発生年度に全額を費用処理 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 発生年度に全額を費用処理 |

9. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は次のとおりであります。

(1)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段として為替予約取引を行い、ヘッジ対象は、保有目的がその他有価証券である外貨建の有価証券及び外貨建定期預金としております。

(3)ヘッジ方針

資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

12. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

13. 保険料等収入（再保険料収入を除く）については、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。

14. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したものの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

15. 無形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

(1) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

(2) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とする定額法

16. (株)T&Dホールディングスを連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

17. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

18. 重要な会計上の見積り

(1) 責任準備金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

責任準備金 6,327,664百万円、責任準備金繰入額 218,464百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

算出方法は、「貸借対照表注記－12」に記載のとおりであります。

(ii) 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

(2) 退職給付に関する会計処理

①当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 19,491 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。

なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「貸借対照表注記－8」に記載のとおりであります。

(ii)主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

数理計算上の計算基礎に関する事項は、「貸借対照表注記－39－(2)確定給付制度－⑦数理計算上の計算基礎に関する事項」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(3)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 2,368 百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

資産のグルーピング方法は、「損益計算書注記－9－(1)資産をグルーピングした方法」に記載のとおりであります。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を当期の損失として計上しております。

(ii)主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響等

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

19. 当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない会計基準等は以下のとおりであります。

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

適用される事業年度における影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

適用される事業年度における影響は軽微であります。

20. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

21. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、生命保険業免許に基づき、生命保険の引受けを行い、保険料として收受した金銭等の運用として、主に有価証券投資、貸付等を行っております。

運用に際しては、お客さまからお預かりした保険料を効率的に運用するため、「保証利率や保険期間などの商品特性に対応した資産運用」及び「資産の健全性維持」を取組方針としております。

これらの取組方針に則した資産運用を行うために、保険契約の特性に対応した資産配分をすることにより運用収益を確保しております。

また、「ERM委員会」を設置し、資本・収益・リスクの経済価値ベースでの一体管理(ERM)の推進・充実を図るとともに、ERMの状況について定期的に把握・確認しております。

なお、効率的な資産運用を図る観点からデリバティブ取引を活用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であります。

また、保有する有価証券のリスクをヘッジする目的等で、デリバティブ取引を行っております。

有価証券は、主に公社債、株式、投資信託（主に株式、債券、外国株式、外国債券を投資対象とするもの）及び外国証券等であり、安定的な収益確保、市場見通しに基づく運用、長期保有による運用を目的に保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

貸付金は、主に国内の企業向け貸付、個人向け貸付及び保険約款に基づく貸付であります。このうち、企業向け貸付及び個人向け貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、債券先物取引、株式指数先物取引、為替予約取引、通貨オプション取引、株価指数オプション取引等を行っており、現物資産の補完的取引として以下の4つの目的に限定して活用しているため、リスクは限定的なものになっております。

- ①現物資産の価格変動リスクに対するヘッジ取引
- ②現物資産をポートフォリオに組入れるまでの時間的な問題や、流動性の問題を解消するための現物資産を補完・代替することを目的としたヘッジ取引
- ③現物資産のデュレーションや金利種類（固定・変動）の調整を目的としたヘッジ取引
- ④現物資産の信用リスクに対するヘッジや信用リスクの分散を目的としたヘッジ取引

また、以下の取引等についてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、手続き、有効性評価の方法及び指定方法等を規程として明確に定め、適正にヘッジ会計の適用を行っております。

- ①外貨建有価証券をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段とする取引
 - ②外貨建定期預金をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段とする取引
- ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。

なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「リスク管理基本方針」を制定し、各種リスクを統括して管理するための態勢を構築しております。

具体的には、経営上のリスクを細分化し、リスク種類毎に配置された管理部門がリスク状況の把握・分析・評価及び業務執行部門への牽制・指導を行っております。

さらに、「リスク統括委員会」を設置し、全社のリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図っております。

経営上のリスクのうち、金融商品に係るリスクとしての市場リスク・信用リスクは資産運用リスク管理規程に基づき、流動性リスクは流動性リスク管理規程に基づき、総合リスク管理部がリスク管理を行っております。

また、「ERM委員会」を設置し、資産・負債に関わる収益・リスクの総合管理を行っております。

①市場リスク・信用リスクの管理

リスク管理部門では、市場リスク・信用リスクを計量化（金額換算）する等定期的に把握・分析・評価を行い、そのリスクを自己資本等の一定範囲内に抑えることにより、管理を行っております。

(i)市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株価等のさまざまなリスクファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価額が変動し損失を被るリスク、すなわち、「金利リスク」、「為替リスク」、「価格変動リスク」をいいます。

市場リスクに関しては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

(ii)信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少・消失し損失を被るリスクをいいます。

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaR（バリュー・アット・リスク）を用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。

また、リスクに応じた投融資限度額・投融資金利を設定するとともに、業種や企業グループ単位での投融資限度額を設定し、特定業種・企業グループへの投融資集中を制御しております。

②流動性リスクの管理

流動性リスクとは、資金繰りリスク及び市場流動性リスクをいい、金融商品に係るリスクである市場流動性リスクとは、市場の混乱等によって市場での取引ができない等により損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクに関しては、資金繰り管理部門が、資産運用に関する資金移動等のキャッシュ・フローを把握し、資金計画等を策定しており、リスク管理部門が、流動性の高い資産の確保の状況やキャッシュ・フローの状況を監視しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------------|--------------|-----------|---------|
| ①現金及び預貯金 | 266,276 | 266,276 | — |
| 預貯金 | 266,276 | 266,276 | — |
| 有価証券として取り扱うもの | 76,000 | 76,000 | — |
| その他有価証券 | 76,000 | 76,000 | — |
| 上記以外 | 190,276 | 190,276 | — |
| ②買入金銭債権 | 53,450 | 53,563 | 112 |
| 有価証券として取り扱うもの | 50,090 | 50,090 | — |
| その他有価証券 | 50,090 | 50,090 | — |
| 上記以外 | 3,360 | 3,472 | 112 |
| ③金銭の信託 | 6,892 | 6,892 | — |
| その他の金銭の信託 | 6,892 | 6,892 | — |
| ④有価証券 | 6,031,726 | 6,261,817 | 230,090 |
| 売買目的有価証券 | 18,472 | 18,472 | — |
| 満期保有目的の債券 | 391,108 | 435,418 | 44,309 |
| 責任準備金対応債券 | 2,243,366 | 2,429,147 | 185,781 |
| その他有価証券 | 3,378,778 | 3,378,778 | — |
| ⑤貸付金 | 682,457 | 691,412 | 8,954 |
| 保険約款貸付 (*1) | 68,949 | 73,855 | 4,912 |
| 一般貸付 (*1) | 615,171 | 617,557 | 4,042 |
| 貸倒引当金 (*2) | △1,663 | — | — |
| 資産計 | 7,040,805 | 7,279,963 | 239,157 |
| 金融派生商品 (*3) | | | |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | (5,569) | (5,569) | — |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの | (56,928) | (56,928) | — |
| 金融派生商品計 | (62,498) | (62,498) | — |

(*1) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(*2) 貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは④有価証券と同様の方法により、一般貸

付として取り扱うことが適当と認められるものは⑤貸付金のうち一般貸付と同様の方法によっております。

③金銭の信託

現金及び預貯金と同等の性質を持つ金銭信託であることから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券

- ・債券については主として日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によって評価しております。
- ・株式については主として取引所の価格（終値・気配値等）によって評価しております。
- ・その他証券のうち投資信託については、取引所の価格（終値・気配値等）又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価格によって評価しております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、金融商品の時価情報の「④有価証券」には含めておりません。時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は、非上場株式 10,992 百万円、外国証券（組合出資金等）204,056 百万円、その他の証券（組合出資金等）12,927 百万円であります。

⑤貸付金

保険約款貸付は、過去の実績に基づく返済率から将来キャッシュ・フローを生成し、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

一般貸付のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、キャッシュ・フローによる回収可能見込額、又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

金融派生商品

- ・為替予約取引は、先物為替相場によっております。

なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建定期預金と一体として処理しているため、その時価は、当該外貨建定期預金の時価に含めて記載しております。

- ・株価指数オプションの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

22. オフィス及び賃貸店舗として利用している建物の石綿の除去義務につき資産除去債務を計上しております。資産除去債務の見積りにあたり、支出発生までの見込期間は建物の取得から50年間、割引率は2.11%を使用しております。

当事業年度における資産除去債務の増減は次のとおりであります。

| | |
|------------|------------------|
| 期首残高 | 2,013 百万円 |
| 時の経過による調整額 | <u>42 百万円</u> |
| 期末残高 | <u>2,055 百万円</u> |

23. 当事業年度末における賃貸等不動産の貸借対照表計上額は127,824百万円、時価は183,856百万円であります。

当社は、全国主要都市を中心に、賃貸用のオフィスビル等を所有しており、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「公示価格」に基づいて自社で算定した金額によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表計上額に含まれている資産除去債務に対応する額は24百万円であります。

24. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、75,803百万円であります。

25. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、1,515百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は2百万円、延滞債権額は1,511百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額は72百万円、延滞債権額は76百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

26. 有形固定資産の減価償却累計額は118,684百万円であります。

27. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は17,723百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

28. 関係会社に対する金銭債権の総額は79,022百万円、金銭債務の総額は19,430百万円であります。

29. 繰延税金資産の総額は、117,458百万円、繰延税金負債の総額は、122,413百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した額は10,345百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金36,369百万円、価格変動準備金33,495百万円、退職給付引当金21,694百万円、有価証券評価損13,713百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金117,298百万円、連結法人間譲渡益繰延3,671百万円、有価証券に係る未収配当金906百万円、不動産圧縮積立金528百万円及び資産計上した資産除去債務に対応する除去費用相当額7百万円であります。

30. 当事業年度における法定実効税率は27.93%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

31. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

| | |
|----------------|-----------|
| 当期首現在高 | 51,280百万円 |
| 当事業年度契約者配当金支払額 | 13,282百万円 |
| 利息による増加額 | 15百万円 |
| その他による減少額 | 5百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 11,854百万円 |
| 当事業年度末現在高 | 49,862百万円 |

32. 関係会社の株式又は出資金の総額は3,838百万円であります。

33. 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、10,836百万円であります。

34. 担保に供している資産の額は、有価証券（国債）45,829百万円であります。

35. 1株当たり純資産額は294,181円88銭であります。

36. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当事業年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は77,815百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

37. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、23,402百万円であります。

38. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は9,819百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

39. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出型年金制度を設けております。

(2)確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 98,542百万円 |
| 勤務費用 | 4,339百万円 |
| 利息費用 | 258百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,709百万円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△4,893百万円</u> |
| 退職給付債務の期末残高 | <u>96,537百万円</u> |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------------|
| 年金資産の期首残高 | 76,544百万円 |
| 期待運用収益 | 287百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 358百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 4,696百万円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△4,840百万円</u> |
| 年金資産の期末残高 | <u>77,046百万円</u> |

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|--------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 96,271百万円 |
| 年金資産 | △77,046百万円 |
| (うち退職給付信託) | <u>△63,599百万円)</u> |
| | 19,225百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | <u>266百万円</u> |
| 退職給付引当金 | <u>19,491百万円</u> |

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|------------------|
| 勤務費用 | 4,339百万円 |
| 利息費用 | 258百万円 |
| 期待運用収益 | △287百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | <u>△2,067百万円</u> |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>2,242百万円</u> |

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|--------|---------------|
| 債券 | 85.5% |
| 外国証券 | 5.8% |
| 現金及び預金 | 4.5% |
| 株式 | 4.2% |
| その他 | <u>0.0%</u> |
| 合計 | <u>100.0%</u> |

年金資産合計には、退職給付信託が82.5%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する様々な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------------|
| 割引率 | 0.14%～0.48% |
| 長期期待運用収益率 | |
| 確定給付企業年金 | 1.65% |
| 退職給付信託 | 0.14% |

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、258百万円であります。

2020年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-------------|----|---------|-----------|
| 経常収益等 | | | 1,022,834 |
| 保険料等 | 収入 | 808,161 | |
| 再保 | 収入 | 804,536 | |
| 資産 | 配当 | 3,624 | |
| 利息 | 収入 | 185,876 | |
| 預有貸不 | 収入 | 140,496 | |
| 有為の特 | 配当 | 127 | |
| そ | 配当 | 122,477 | |
| | 利息 | 7,376 | |
| | 配当 | 9,529 | |
| | 配当 | 985 | |
| | 配当 | 24,310 | |
| | 配当 | 215 | |
| | 配当 | 14,277 | |
| | 配当 | 2,472 | |
| | 配当 | 4,104 | |
| | 配当 | 28,796 | |
| | 配当 | 23,401 | |
| | 配当 | 1,362 | |
| | 配当 | 4,032 | |
| 経常費用等 | | | 926,928 |
| 保険金 | 支払 | 511,604 | |
| 保年給解 | 支払 | 142,718 | |
| 再 | 支払 | 58,506 | |
| 責任 | 支払 | 65,778 | |
| 支責契 | 支払 | 231,909 | |
| 約者配 | 支払 | 9,250 | |
| 産配 | 支払 | 3,441 | |
| 支 | 支払 | 221,616 | |
| 有金貸 | 支払 | 3,136 | |
| 貸 | 支払 | 218,464 | |
| 事 | 支払 | 15 | |
| の | 支払 | 66,440 | |
| 保 | 支払 | 12 | |
| 税 | 支払 | 95 | |
| 減 | 支払 | 13,960 | |
| 退 | 支払 | 3,175 | |
| そ | 支払 | 30,777 | |
| | 支払 | 1,520 | |
| | 支払 | 2,942 | |
| | 支払 | 13,955 | |
| | 支払 | 106,644 | |
| | 支払 | 20,622 | |
| | 支払 | 1,402 | |
| | 支払 | 10,281 | |
| | 支払 | 5,064 | |
| | 支払 | 1,143 | |
| | 支払 | 2,731 | |
| 経常利益 | | | 95,905 |
| 特別利益 | | | 224 |
| 固国 | | 0 | |
| | | 224 | |
| 特別損失 | | | 7,347 |
| 固減価 | | 458 | |
| 不 | | 2,368 | |
| そ | | 3,659 | |
| | | 223 | |
| | | 638 | |
| 契約者配当準備金繰入額 | | | 11,854 |
| 引前当及期純住 | | | 76,927 |
| 法人税等 | | | 25,029 |
| 法人税等 | | | △ 2,965 |
| 法人税等 | | | 22,064 |
| 当期純利益 | | | 54,863 |

(金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

- (注) 1. 関係会社との取引による収益の総額は 463 百万円、費用の総額は 17,091 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券 12,544 百万円、株式等 11,765 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券 9,308 百万円、株式等 2,721 百万円、国債等債券 1,930 百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、外国証券 2,424 百万円、その他の証券 561 百万円、株式等 189 百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 887 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の主な内訳は、評価損 33 百万円であります。
7. 金融派生商品費用には、評価益が 5,940 百万円含まれております。
8. 1 株当たり当期純利益は 18,918 円 50 銭であります。
9. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で 1 つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに 1 つの資産（投資用資産）グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

| 用途 | 種類 | 場所 | 件数 | 減 損 損 失 | | |
|------------|------------|--------------|-----|-----------|---------|-----------|
| | | | | 土地 | 建物 | 計 |
| 賃貸 不動産等 | 土地及び 建物 | 東京都 江戸川区等 | 3 件 | 2,052 百万円 | 316 百万円 | 2,368 百万円 |

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。